

## 改正派遣法に基づくマージン率等の公開について

2012年10月1日の派遣法改正により、派遣元事業主は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）

従って、弊社における情報提供を下記のとおり公開いたします。

### 本社

#### 1.労働者派遣の実績およびマージン率等（2019年7月1日～2020年6月30日）

派遣労働者数（1日平均）	19名
派遣先事業者数	13社
①派遣料金の一人当たり平均額	39285円
②派遣社員の平均賃金	23072円
マージン率（①－②）／①	41.3%

#### ◆マージンに含まれる費用

社会保険料	・法定福利費 (事業主負担分の社会保険料および労働保険料)
会社運営経費等	・派遣労働者の年次有給休暇および慶弔等の特別休暇取得時にかかる賃金 ・派遣労働者の健康診断費用 ・派遣労働者の教育研修費用 ・派遣労働者の募集採用活動費用 ・派遣労働者の労務管理費用 ・事務所賃借料、宣伝広告費、通信費等の諸費用 他
営業利益	マージンから社会保険料・会社運営経費等を差し引いた残額

#### 2.教育訓練に関する事項

- ・情報セキュリティ教育
- ・ビジネスマナー教育
- ・各種技術研修
- ・階層別研修

#### 3.キャリア・コンサルティング相談窓口および連絡先

相談窓口：総務部 電話番号：03-5577-8833

#### 4.労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

派遣労働者の待遇の決定に係る 労使協定を締結しているか否かの別	締結している
協定労働者の範囲	システムエンジニア・プログラマー
協定書の有効期間終期	2021年3月31日